

医療法施行規則第1条の14第7項の適用について (診療所の病床の届出の基準について)

1 経緯

医療法の改正(H19.1.1)に伴い、有床診療所に一般病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を要することとなった。

(医療法第7条第3項)

医療計画上の病床規制の対象となる

(有床診療所の入院時間制限の努力義務廃止に伴う見直し)

医療法施行規則に定める場合(医療法施行規則第1条の14第7項)

(1号) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

(2号) へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

(3号) 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

上記要件に該当する(医療計画に記載する)ものかどうかは、地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、医療審議会の議を経るものとされている。(届出を受理する基準を設けて運用しても可(基準を医療審議会に諮る))

2 審議すべき事項

平成19年度の医療審議会(H19.11.27)において、上記のうち「周産期医療に係る診療所」について、審査基準が定められたところであるが、その他の項目については、基準が未定となっている。

今後、具体的な病床整備計画の事案が想定されることから、医療審議会(計画部会)において、審査基準の検討を行う。

3 届出資格の審査基準について

(1) 既に承認済みのもの

周産期医療に係る診療所(3号・周産期医療)

(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。

(2) 分娩を取扱うこと。

(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

(2) 今回審議するもの

居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所（1号・在宅医療）

- (1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が社会保険事務局になされていること。
（診療所新設の場合は届け出することが確実なこと）
- (2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること。（有床診とする理由が明確であること）

へき地に設置される診療所（2号・へき地医療）

- (1) 診療所新設の場合、当該診療所の新設により「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」が解消されること。
- (2) 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。

小児医療に係る診療所（3号・小児医療）

- (1) 小児科又は小児外科を標榜すること。
- (2) 小児科専門医（日本小児科学会認定）又は小児外科専門医（日本小児外科学会認定）の資格を有する者が管理者となること。

4 届出資格の審査手続きについて

届出資格の審査にあたっては、診療所開設（予定）地の圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会医療計画部会の意見を聞くこととする。

5 医療計画への記載形式について

上記診療所については、医療圏保健医療計画において下記のとおり記載する。
（医療計画の見直しに併せて記載する）

周産期医療

「周産期医療対策」中の「周産期医療対策体系図」に記載する

在宅医療

「在宅医療の提供体制の整備の推進対策」に「在宅療養支援診療所」を位置づけ、記載する

へき地医療

「へき地保健医療対策」中の「へき地医療連携体系図」に記載する

小児医療

「小児医療対策」に「小児(救急)医療対策体系図」を位置づけ、記載する